

2022年11月25日
国立大学法人東京大学

国内大学で初めて包括的な知的財産活動の見える化に着手 ——『東京大学 知的財産報告書 2022』を本日発行——

国立大学法人東京大学（総長：藤井 輝夫、以下「東京大学」）は、本日、『東京大学 知的財産報告書 2022 ～活用される東京大学の知的財産——研究成果の社会実装に向けて～』を発行しました。知的財産活動の見える化に包括的に取り組んだもので、このような試みは、国内大学では初となります。

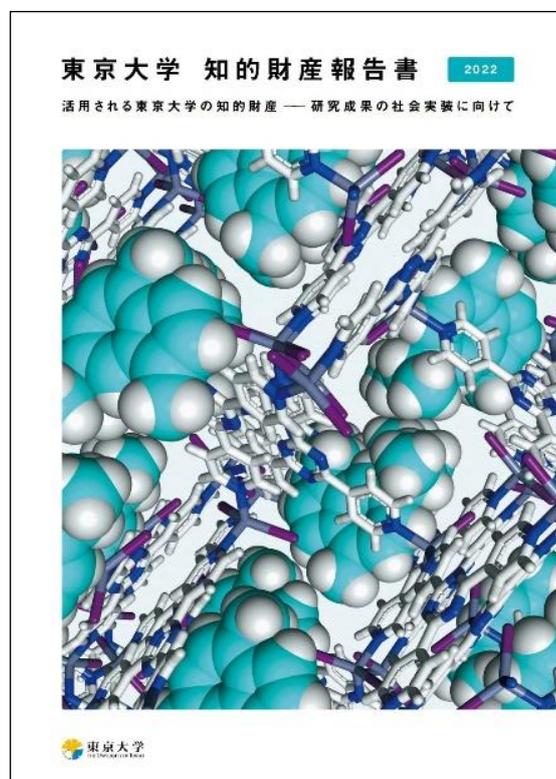
2021年6月、企業統治指針である「コーポレートガバナンス・コード」が改訂され、上場企業に対し知的財産への投資を分かりやすく具体的に情報開示することが義務化されました。知的財産は大学にとっても研究の成果を普及し、活用を促進するために重要な資産であることから、2021年9月に発表された東京大学の基本方針「UTokyo Compass 多様性の海へ：対話が創造する未来」においては、「経営に資する知的財産ポートフォリオの構築による知的財産 IR の実施」に取り組むべき計画の一つとして掲げ、大学の無形資産としての知的財産の開示方法を検討し、知的財産 IR を実施し定着させることとしました。

『東京大学 知的財産報告書 2022』では、UTokyo Compassのもと、東京大学が無形資産としての知的財産をどのように管理、活用しているか、統計情報と具体的な知的財産の活用事例を用いながら包括的に説明しています。発明の届出状況、特許出願状況及び活用状況などの統計情報の他、ノーベル賞級の研究成果の特許を使った社会実装の具体例や、特許等の知的財産を活用するスタートアップ企業の事例など、多くの事例も取り上げました。

今後、本報告書により見える化した知的財産活動の質をさらに高め、充実した知的財産ポートフォリオを構築し、これを最大限に活用し、研究成果の社会実装をさらに進めていきます。そして知的財産の創造、保護及び活用を通じて、知的財産活動のサイクルをより大きく回していくことを目指します。

東京大学 知的財産報告書 2022

活用される東京大学の知的財産——研究成果の社会実装に向けて



<目次>

東京大学における知的財産権の役割とは？

【特集】 ノーベル賞級の研究成果 特許を使って普及、社会実装（結晶スポンジ法）

1. 発明の届出状況
2. 特許の出願状況
- 3-1. 特許の活用状況
- 3-2. 特許等の知的財産を活用するスタートアップ企業
4. ソフトウェア著作権等の承継と活用状況
5. 知的財産活動から得られる収入の状況
6. 知的財産活動による更なる社会貢献に向けて

(知的財産報告書へのリンク)

<https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/ip/2022IR.html>



【本件に関する報道関係者からの問い合わせ先】

国立大学法人 東京大学 産学協創推進本部

E-mail : info@ducr.u-tokyo.ac.jp